

平成 23 年 6 月 20 日

関係各位

ムーンライトキャピタル株式会社
代表取締役社長 竹村 尚子

金融庁による業務停止命令解除について

当社は、平成 23 年 5 月 20 日付にて、金融庁より業務の停止命令および業務改善命令を受けました。当社は、平成 23 年 5 月 20 日から平成 23 年 6 月 17 日までの業務停止期間終了までの間に、今回の行政処分の対象となりました純財産額回復を行い、所定の業務改善命令に沿った対応をいたしました。その結果、今般、業務停止命令が解除されましたことをご報告申し上げます。

当社は、今後、資本・業務提携先、主要株主との緊密な連携を図り、受託資産の増強等により財務基盤の強化を図るとともに、経費等の合理化を一層推進し、同様の事態の再発防止を図る所存でございます。

こうした取り組みを通じて関係各方面の方々からの信頼回復に努め、より質の高い資産運用サービスをご提供できるよう、最善の努力を尽くしてまいります。

今回の件に関し、関係各方面の方々に多大なご迷惑とご心配をおかけ致しましたことを改めて深くお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

この件に関する問合せ先：渡邊 恒（取締役）代表電話 03-3539-5851